明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令（環境一七）　一
〔告　示〕
○出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の留学の在留資格に係る基準の規定に基づき日本語教育機関等を定める件の一部を改正する件（法務二五一）　七
○航空保安無線施設の名称、位置等に関する告示の一部を改正する件（国土交通一〇四六）　三
○備讃瀬戸北航路におけるしゅんせつ工事の実施に伴う船舶の航行の制限に関する告示の一部を改正する告示（海上保安庁五〇）　三
〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係　四
特殊法人等
公認会計士等の登録及び登録抹消、日本弁護士連合会公示送達、厚生年金基金清算結了・清算人退任関係　四
地方公共団体
行旅死亡人、無縁墳墓等改葬関係　四
会社その他
会社決算公告　四七

省令

○環境省令第十七号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和四十六年政令第三百号）の規定に基づき、並びに同法を実施するため、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十年八月十六日　環境大臣　中川　雅治